

第 14 回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 助成マネジメントシステム開発業者選定の件

<議案の概要>

- ・「助成マネジメントシステム」を開発するにあたり、当該システムの開発業者の選定を行い、選定された業者と業務委託契約を締結する。
- ・契約事務取扱規程 第 5 条 4 項 4 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約による」に該当する。
- ・一方、本件は、契約審査委員会設置要綱第 4 条二「契約事務取扱規程第 45 条各号の随意契約によることができる場合の定めを超えてする随意契約」に該当することから、契約審査委員会を 8 月 5 日に開催し、7 月 23 日理事会にて報告の選定プロセスに沿って、事務局で提案書等の提があった 3 社について選考を行った結果につき審査を受け、そこでの指摘事項に対して以下記載の通り対応を行った。

●指摘事項に対する対応

1. 緊急を要する場合に加えて、随意契約とする理由を追記した、「随意契約理由書」（添付資料）を作成し、本件決裁資料の一部とする。
2. 価格面について、点数化を図り選考結果に反映させる  
※開発案件の性質・目的に鑑み、技術面 70%、価格面 30%の比率で点数化
3. 指摘の通りの懸念が残るため、別途想定を超えた追加コスト（予算範囲を超える場合などを想定）がかかるような事態となる場合には、すでに開発済みの公募システムを次年度も引き続き活用する方針を、予め助成マネジメントシステム開発業者と共有する。  
※この際も公募システムと後発の助成マネジメントシステムとのデータ連携等については、公募システム開発事業者と適切な連携を図っていく。

<最終選定案>

契約審査委員会の指摘事項について、上記対応を行った上で、事務局による技術における採点の結果と価格点も加えた総合評価点において今回提案を受けた 3 社の中で最も高い得点を得た「NTT テクノクロス」を開発業者として選定をするものとする。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2019 年 8 月 8 日（木）

#### 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事） 二宮 雅也

2019年8月6日（火）、理事 二宮雅也が理事及び監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2019年8月8日（木）中に、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条及び理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2019年8月9日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也